

議員提出第3号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年6月5日

提出者

足立区議会議員	佐々木	まさひこ
同	渡辺	ひであき
同	はたの	昭彦
同	富田	けんたろう
同	おぐら	修平
同	長谷川	たかこ
同	中島	こういちろう
同	かねだ	正
同	ただ	太郎
同	たがた	直昭
同	くぼた	美幸
同	ぬかが	和子

足立区議会議長 工藤 てつや 様

(提案理由)

効率的な議会運営を行うため、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和31年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「9人」に改め、同項第4号中「8人」を「7人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。